

青森県のこどもの現状とこどもの居場所づくり

説明事項

- 青森県のこどもの状況
 - ・ 青森県子どもの生活実態調査
 - ・ 児童虐待・19歳以下の自殺死亡率
 - ・ 青森県ヤングケアラー実態調査

- こどもの貧困

- こどもまんなか社会実現のために

- こどもの居場所づくりへの支援

青森県のこどもの状況

— 青森県子どもの生活実態調査結果 —

◆調査概要

調査の目的	子どもの貧困の実態の多面的な把握	
調査対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に在住の小学校5年生（1,150人）とその保護者（1,150人） ・県内に在住の中学校2年生（1,150人）とその保護者（1,150人） ・県内に在住の16歳～17歳（1,150人）とその保護者（1,150人） 	合計 6,900人
調査方法	郵送による配布・回収	
調査時期	令和5年12月20日から令和6年1月26日まで	
有効回答数・率	子ども本人1,460人（42.3%）、保護者1,465人（42.5%）	

◆生活困難度による家庭の分類

生活困難家庭	困窮家庭	①低所得、②家計の逼迫、③子どもの体験や所有物の欠如、のうち2項目以上の要素に該当
	周辺家庭	①低所得、②家計の逼迫、③子どもの体験や所有物の欠如、のうちいずれか1項目の要素に該当
一般家庭	いずれの要素にも該当しない家庭	

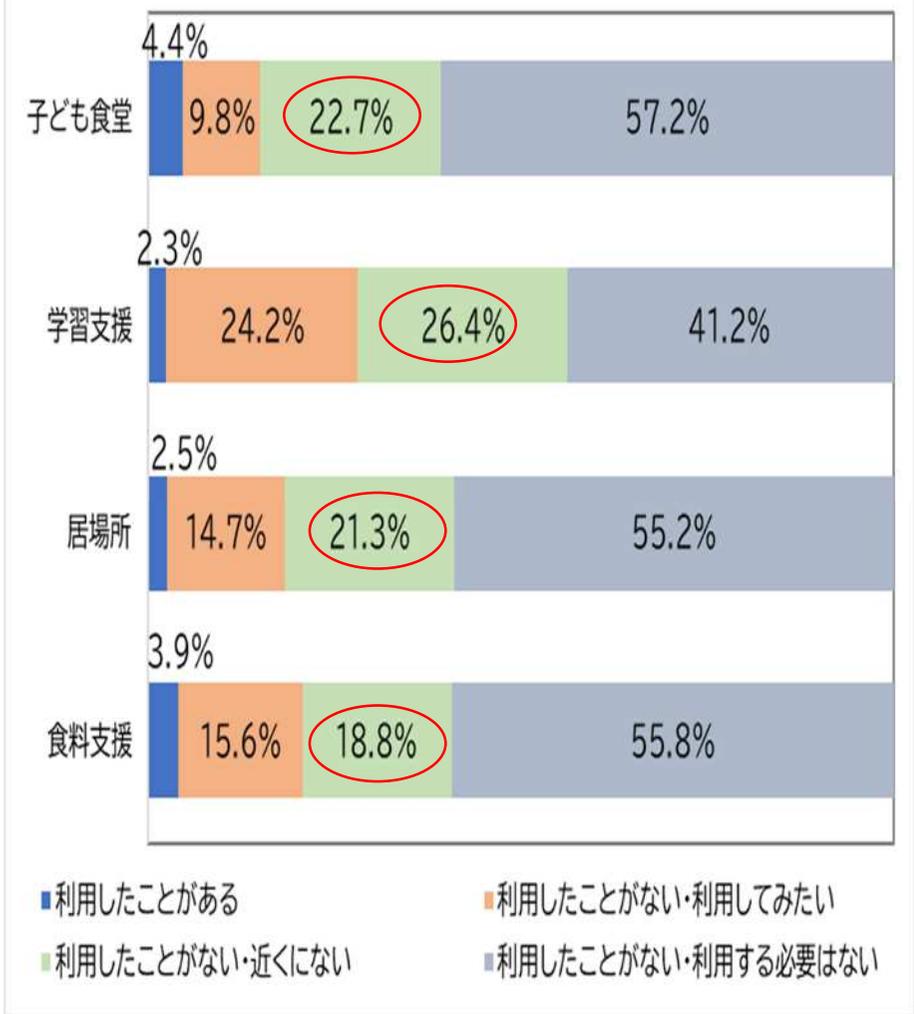
◆生活困難度の3要素

低所得	等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入による可処分所得＋児童手当等の支給額等）を世帯人数の平方根で割って調整した所得＝世帯水準を表すよう調整した所得）が、国民生活基礎調査の貧困線の基準を下回る世帯
家計の逼迫	生活費に関する以下の質問7項目について、経済的な理由で払えなかった、または買えなかったことが1つ以上あると答えた世帯 ①電話 ②電気 ③ガス ④水道の公共料金 ⑤家賃 ⑥食料 ⑦衣類
子どもの体験や所有物の欠如	子どもの体験や所有物などに関する以下の質問15項目のうち、経済的な理由で「していない」、金銭的な理由で「ない」など欠如する項目が3つ以上あると答えた世帯 ①海水浴に行く ②博物館・科学館・美術館などに行く ③キャンプやバーベキューに行く ④スポーツ観戦や劇場に行く ⑤遊園地やテーマパークに行く ⑥毎月お小遣いを渡す ⑦毎年新しい洋服・靴を買う ⑧習い事(音楽、スポーツ、習字等)に通わせる ⑨学習塾に通わせるまたは家庭教師に来てもらう ⑩お誕生日のお祝いをする ⑪1年に1回くらい家族旅行に行く ⑫クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる ⑬子どもの年齢に合った本 ⑭子ども用のスポーツ用品・おもちゃ ⑮子どもが自宅で宿題をすることができる場所

青森県の子どもの状況

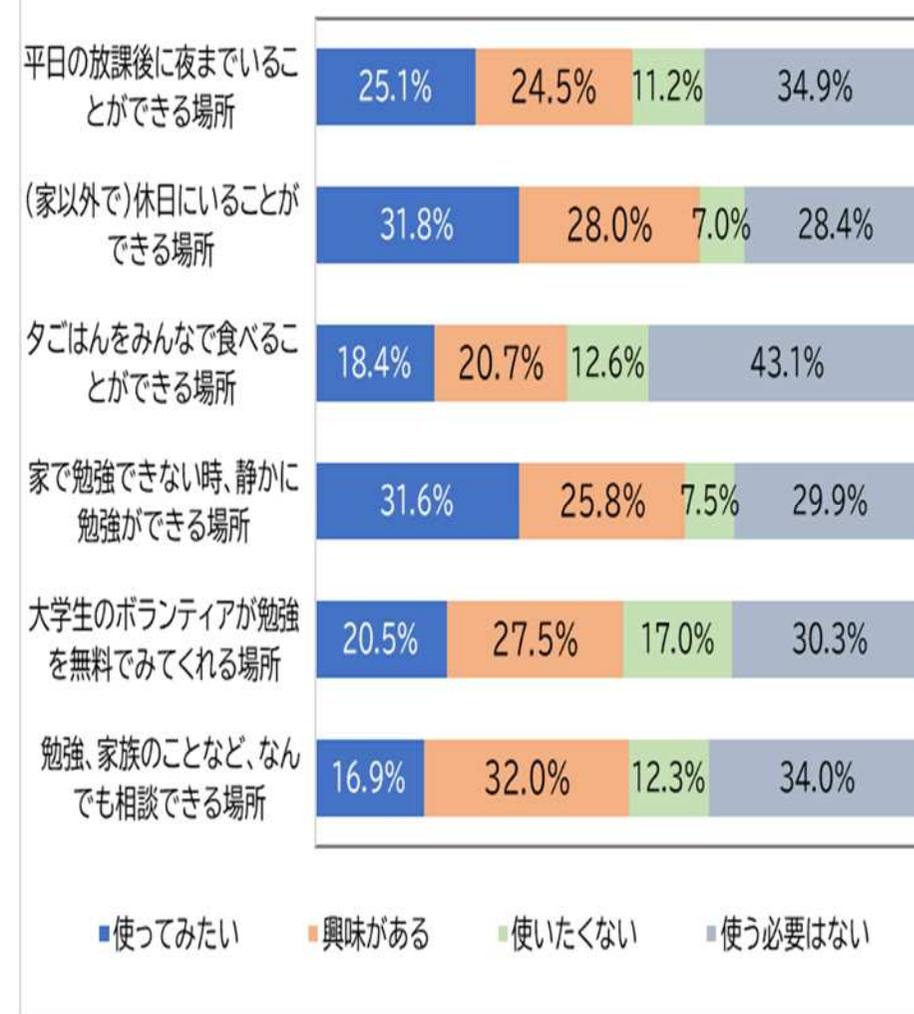
— 青森県子どもの生活実態調査結果 —

保護者の支援制度の利用等の有無



いずれの支援制度についても、「近くにない」と回答した人が約2割ほどになっている。

子どもが使ってみたい居場所

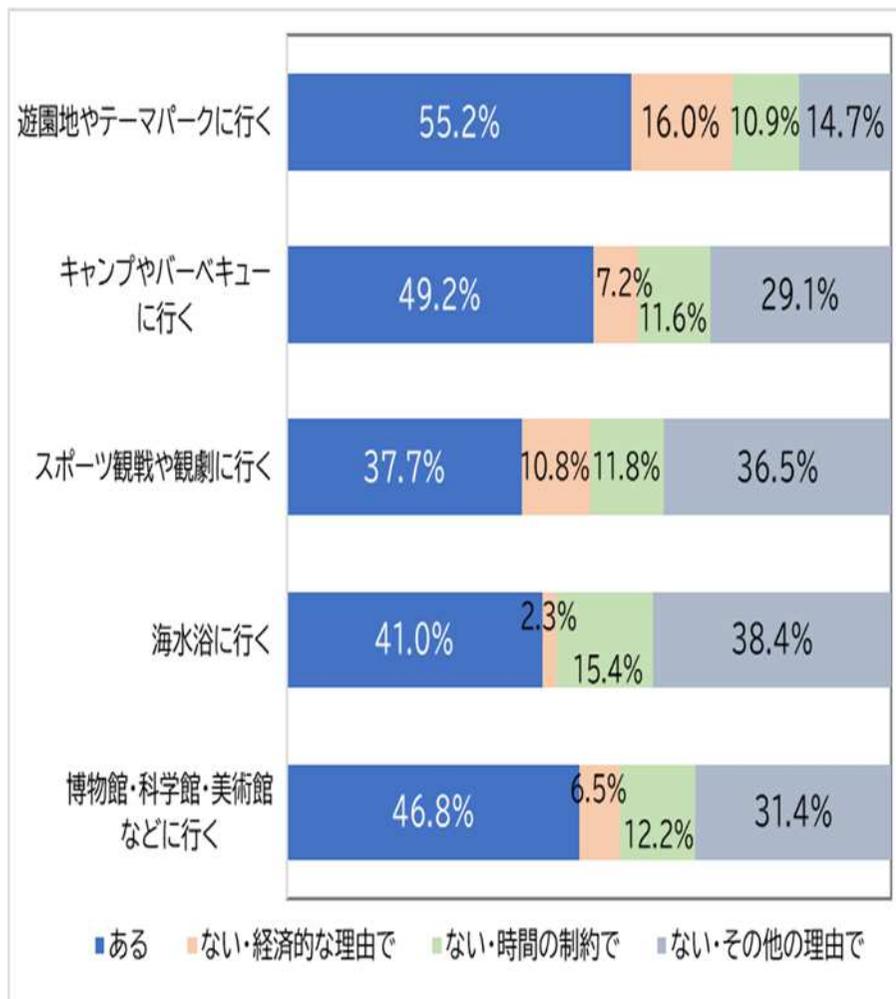


「休日にいることができる場所」や「家で勉強できない時、静かに勉強ができる場所」について「使ってみたい・興味がある」という回答が多い

青森県のこどもの状況

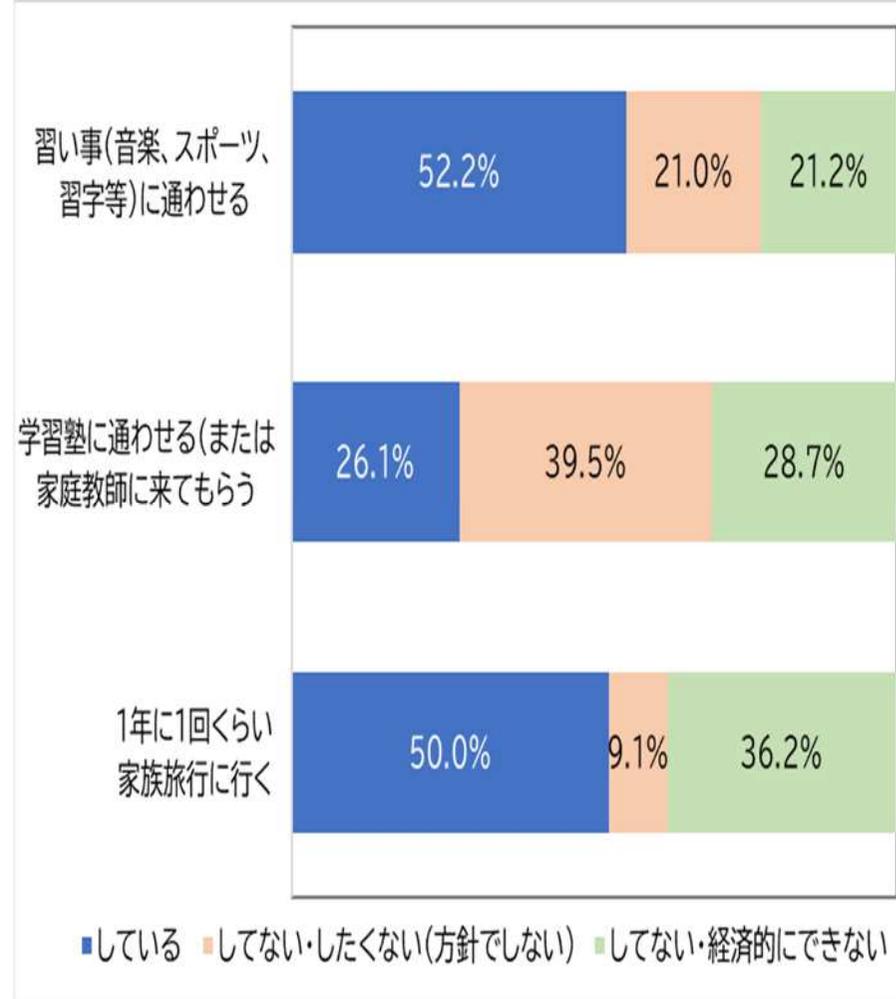
— 青森県子どもの生活実態調査結果 —

子どもの体験について



「遊園地やテーマパークに行く」や「スポーツ観戦や観劇に行く」については、「経済的な理由でない」と回答した割合が高い。

習い事・学習塾・家族旅行について



「学習塾に通わせる」は「方針ではない」と回答した割合が高くなっている。

青森県のこどもの状況

— 児童虐待・19歳以下の自殺死亡率 —

児童虐待件数の推移

- ・虐待相談対応件数は年々増加傾向にあり、令和4年度に初めて2,000件を超えた。
- ・令和6年度は過去最多となった前年度から34件減少し、2,380件となった。



資料：こどもみらい課



資料：こども家庭庁

19歳以下の自殺死亡率の推移

- ・19歳以下の自殺死亡率は、全国的には上昇傾向にある。
- ・学年、生徒別に自殺者に占める割合を見ると、平成30年から令和4年の合計では高校生以下が55.9%、大学生等が44.1%となっている。



資料：人口動態統計

	自殺者数	青森県 (%)	全国 (%)
高校生以下	19人	55.9%	46.6%
大学生・専修学校生	55人	44.1%	53.4%

資料：地域自殺実態プロファイル

青森県のこどもの状況

— 青森県ヤングケアラー実態調査 —

令和5年3月 青森県

◆調査の概要

調査目的	青森県内のヤングケアラーの実態を明らかにし、支援の方向性や有効な施策の立案に活用する
調査対象者	32,540人 県内の小学校(6年生)、中学校(2年生)、高等学校(2年生)、大学(3年生)の児童生徒
調査方法	学校を通じて依頼文を配布。Webによる回答。(一部書面回答) ※無記名・任意回答
調査時期	令和4年12月16日(金)～令和5年1月16日(月)
有効回答数・有効回答率	19,532人・60.0% (小学生:6,971人・73.5%、中学生:6,584人・67.2%、高校生:5,217人・54.6%、大学生:760人・20.5%)

◆ヤングケアラーの割合

全有効回答者に占めるヤングケアラーの割合（本調査においては、お世話が必要な家族がいる、かつ、お世話をしている人の中に自分を選択した回答者をヤングケアラーとして捉えている）は、以下のとおりであり、少なくない数ですべての学校種別にいることが確認された。

	小学6年生	中学2年生	高校2年生	大学3年生	合計
本調査	5.9% (408/6,971人)	5.0% (331/6,584人)	3.3% (173/5,217人)	2.5% (19/760人)	4.8% (931/19,532人)
国の先行調査	6.5%	5.7%	4.1%	6.2%	5.7%※

◆ヤングケアラーの分類

※国の先行調査（P.2～P.4）では、各学校種別のヤングケアラーの割合のみ公表されている。公表資料を踏まえて、青森県として各学校種別の回答者数と割合から、合計の割合を算出した。

一緒にお世話をしている家族や中心にお世話をしている人によって、ヤングケアラーを「孤独ケアラー」「メインケアラー」「サブケアラー」に分類したところ、「サブケアラー」が最も多かった。

グループ名	説明	ヤングケアラーに占める割合					有効回答者に占める割合（合計）
		小学6年生	中学2年生	高校2年生	大学3年生	合計	
孤独ケアラー	家族と一緒にではなく、子どもが中心に一人でお世話をしている。	6.9% (28/408人)	4.8% (16/331人)	4.6% (8/173人)	15.9% (3/19人)	5.9% (55/931人)	0.3% (55/19,532人)
メインケアラー	家族と一緒に、子どもが中心にお世話をしている。	29.2% (119/408人)	20.8% (69/331人)	22.0% (38/173人)	21.1% (4/19人)	24.7% (230/931人)	1.2% (230/19,532人)
サブケアラー	中心にお世話をしている家族を手伝う。	64.0% (261/408人)	74.3% (246/331人)	73.4% (127/173人)	63.2% (12/19人)	69.4% (646/931人)	3.3% (646/19,532人)

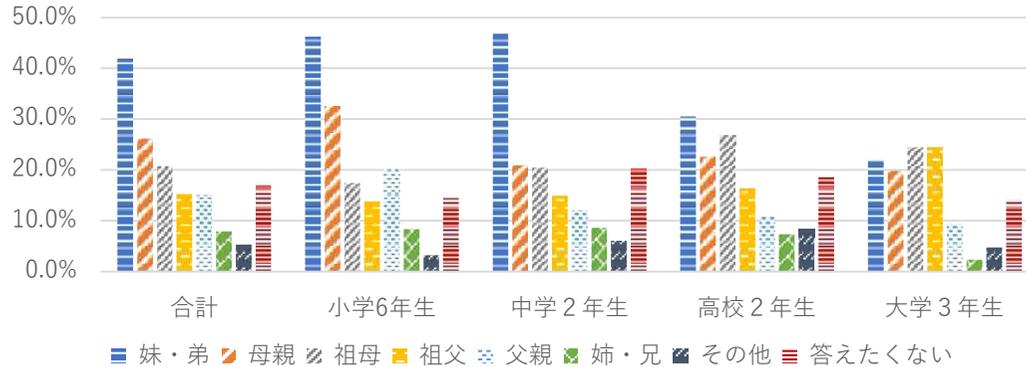
※小数点以下の処理により、合計が100.0%にならない場合がある。複数回答が可能な設問の場合、合計が100.0%を超える場合がある。以下についても同様。

青森県のこどもの状況

— 青森県ヤングケアラー実態調査 —

◆お世話が必要な人【複数回答】

家庭内にお世話が必要な人がいると回答した人に、お世話が必要な人を聞いたところ、「妹・弟」(41.9%)が最も高く、次いで「母親」(26.1%)、「祖母」(20.7%)、「答えたくない」(17.1%)、「祖父」(15.2%)、「父親」(15.1%)、「姉・兄」(7.9%)、「その他」(5.3%)の順であった。



お世話が必要な人	合計	小学6年生	中学2年生	高校2年生	大学3年生
妹・弟	41.9%	46.2%	46.8%	30.5%	22.1%
母親	26.1%	32.5%	20.9%	22.6%	19.8%
祖母	20.7%	17.4%	20.4%	26.7%	24.4%
祖父	15.2%	13.8%	14.9%	16.4%	24.4%
父親	15.1%	20.3%	12.0%	10.9%	9.3%
姉・兄	7.9%	8.3%	8.6%	7.3%	2.3%
その他	5.3%	3.2%	6.0%	8.4%	4.7%
答えたくない	17.1%	14.5%	20.1%	18.5%	14.0%

n=1,995 n=839 n=631 n=439 n=86

◆お世話の内容【複数回答】

ヤングケアラーにお世話の内容を聞いたところ、お世話の内容として「家事（食事の準備やそうじ、せんたく）」の回答が多かった。

お世話が必要な人	小学6年生	中学2年生	高校2年生	大学3年生
母親	家事（食事の準備やそうじ、せんたく）：71.2%	家事：75.0%	家事：63.2%	通院への付き添い：75.0%
父親	家事：56.0%	家事：73.3%	家事／見守り：66.7%	身体的な介護（入浴やトイレ、食事のお世話など）：66.7%
祖母	家事／話を聞く：54.3%	家事：82.5%	家事：78.8%	家事：75.0%
祖父	話を聞く：55.2%	家事：71.0%	家事：77.8%	家事／身体的な介護／外出の付き添い：66.7%
姉・兄	家事：62.5%	家事：73.7%	家事：88.9%	外出の付き添い／通院への付き添い／感情面のサポート／見守り／薬の管理：100.0%
妹・弟	見守り：69.0%	見守り：69.6%	家事：70.3%	家事：75.0%

※お世話が必要な人別に、子どもがお世話をしている内容上位1つを掲載。

青森県のこどもの状況

— ヤングケアラーへの支援 —

◆青森県ヤングケアラー支援センター

◆ヤングケアラー相談LINE 「青森県ヤングケアラーチャンネル」

ヤングケアラーが元ヤングケアラーに悩みの相談などができる場所として、LINE相談窓口を開設

【対象】

青森県内のヤングケアラー及びその保護者等
家族のこと、学校のこと、人間関係などに関する相談

【時間】

- ・平日午前10時～午後8時（土日祝日・年末年始を除く）
- ・メッセージの送信は、24時間365日いつでもできます。

こどもの貧困

○貧困とは

絶対的貧困：食べ物・住むところがない（飢餓の状態）

相対的貧困：社会の中で、それ以下であるべきではない生活水準を下回る状況

⇒ 豊かな社会でも存在

○こどもの貧困がもたらす影響

経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を侵害するとともに、**社会的孤立**にもつながる深刻な課題

○貧困の連鎖



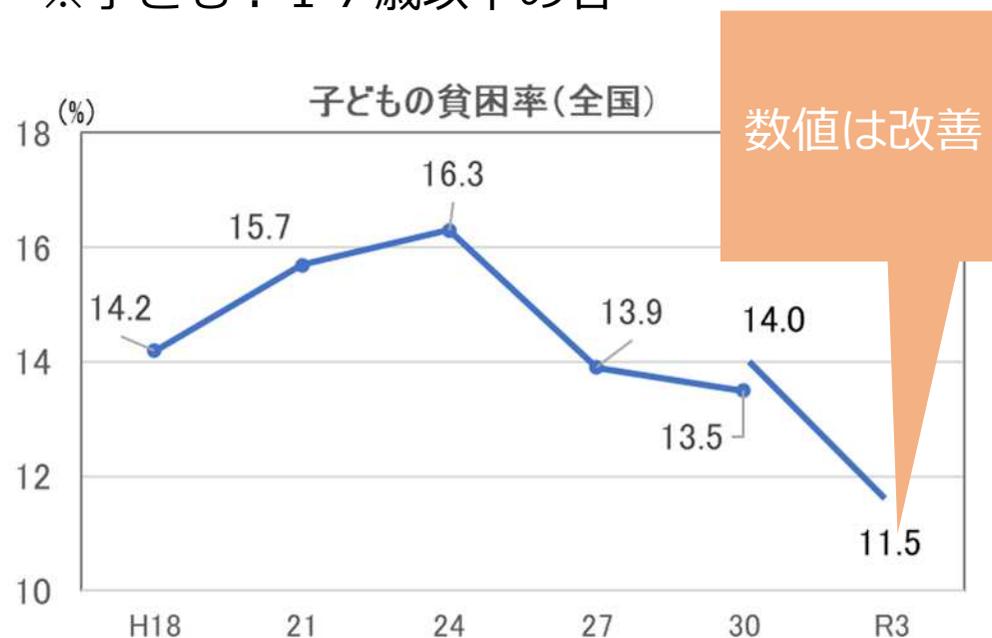
こどもの貧困は、家庭の自己責任ではなく、**社会全体で受け止めて取り組むべき課題**であることを地域社会全体で共有し、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の連鎖を断ち切る必要がある

子どもの貧困率とは

等価可処分所得の中央値の半分（⇒貧困線）に満たない所得の世帯に属する子どもの割合

※等価可処分所得：可処分所得（家計収入から税金や社会保険料などの非消費支出を引いた額＝手取収入）を世帯水準を表すよう調整した所得

※子ども：17歳以下の者



ひとり親世帯の貧困率
44.5% (2021年)

※OECD加盟国の平均31.1%
38か国中、ワースト5位

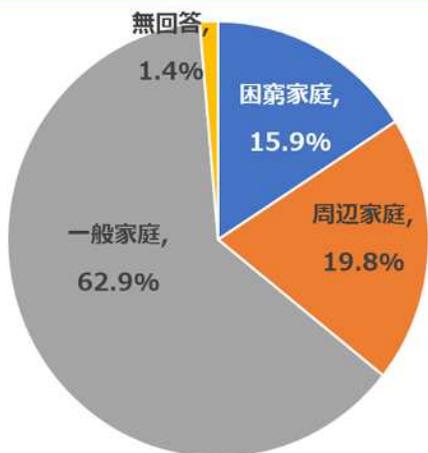
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」
基準改定により、R30以前とは接続しない

こどもの貧困

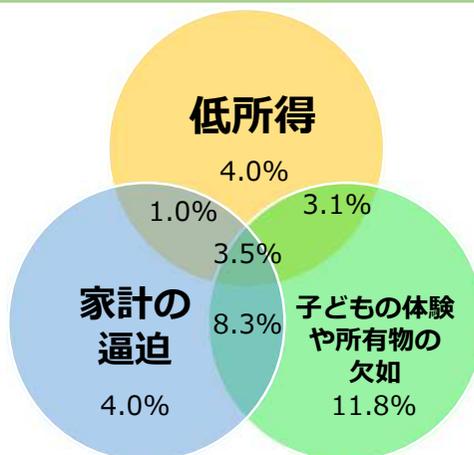
— 青森県子どもの生活実態調査結果 —

- ・「低所得」、「家計の逼迫」、「子どもの体験や所有物の欠如」のうち、2項目以上の要素に該当する家庭は15.9%
- ・三要素別では、「低所得」該当世帯は11.6%、「家計の逼迫」該当世帯は16.8%、「子どもの体験や所有物の欠如」該当世帯は26.7%
- ・現在の暮らし向きについて、全体では「普通」が39.4%と最も多く、次いで「やや苦しい」が37.1%となっている。
- ・可処分所得について、全体では「400万円～600万円未満」の世帯が30.9%と最も多い。困窮家庭では「120万円～220万円未満」の世帯が24.0%で最も多い。

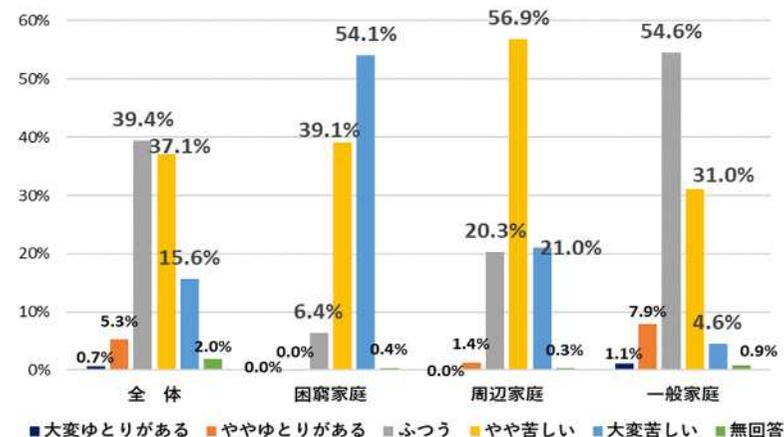
困窮家庭の割合



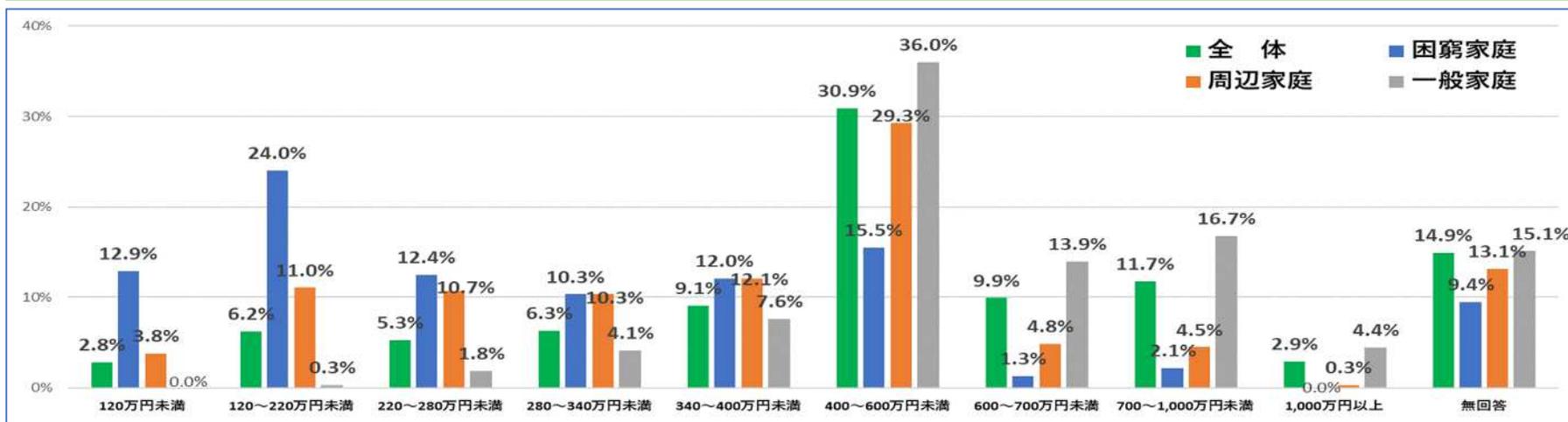
三要素の内訳



現在の暮らし向き



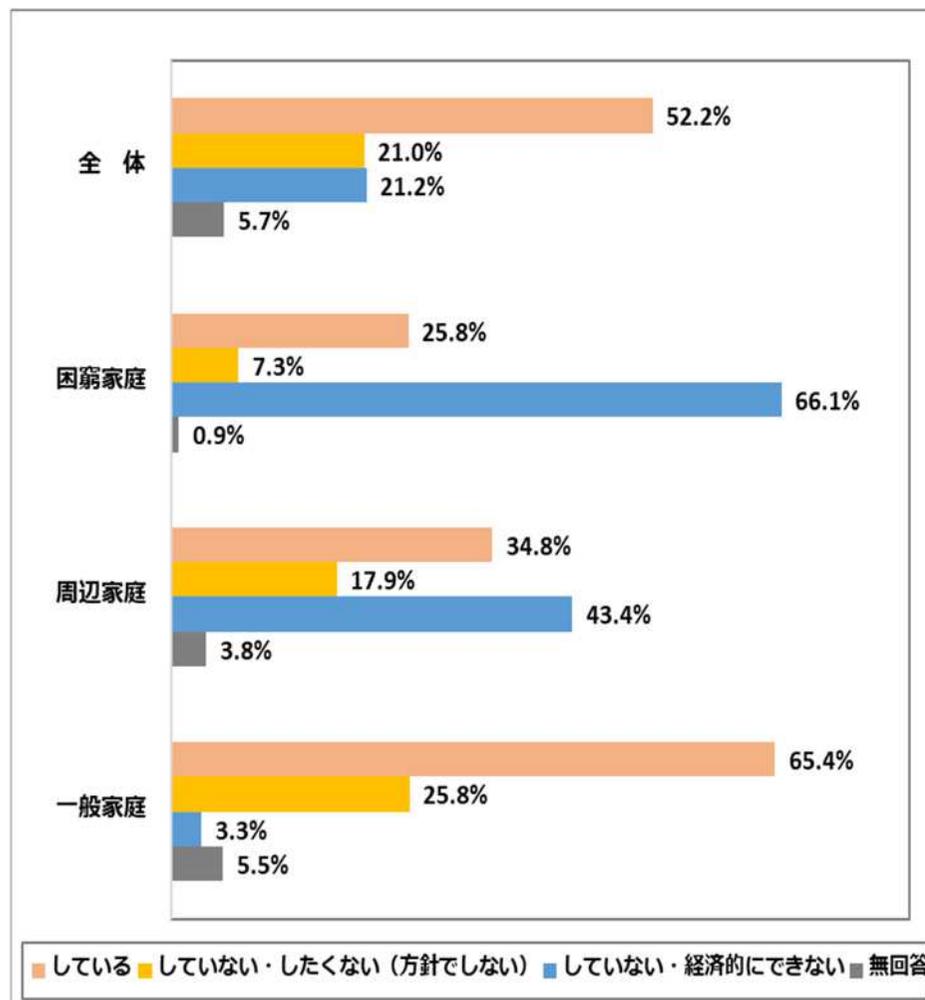
世帯の可処分所得



こどもの貧困

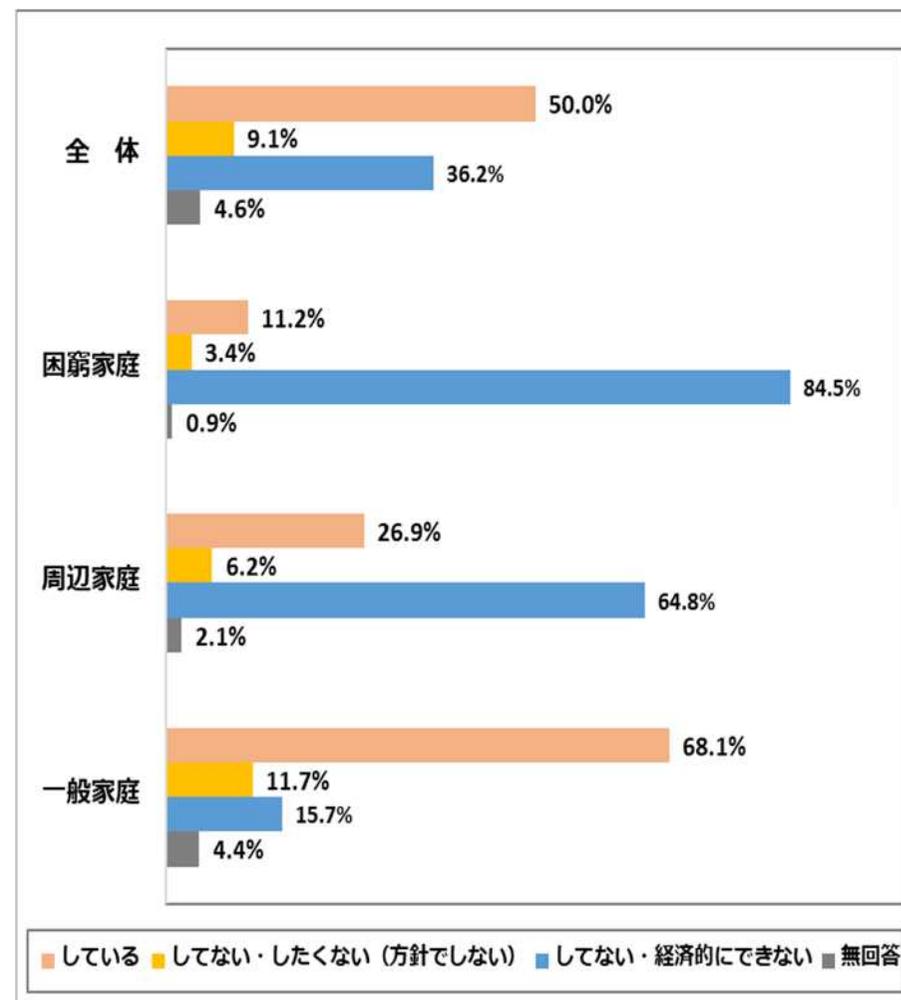
— 青森県子どもの生活実態調査結果 —

習い事に通わせる（保護者）



全体では、52.2%が音楽、スポーツ、習字等の習い事に通わせていると回答している。困窮家庭では、66.1%が「していない・経済的にできない」と回答している。

家族旅行に行く（保護者）

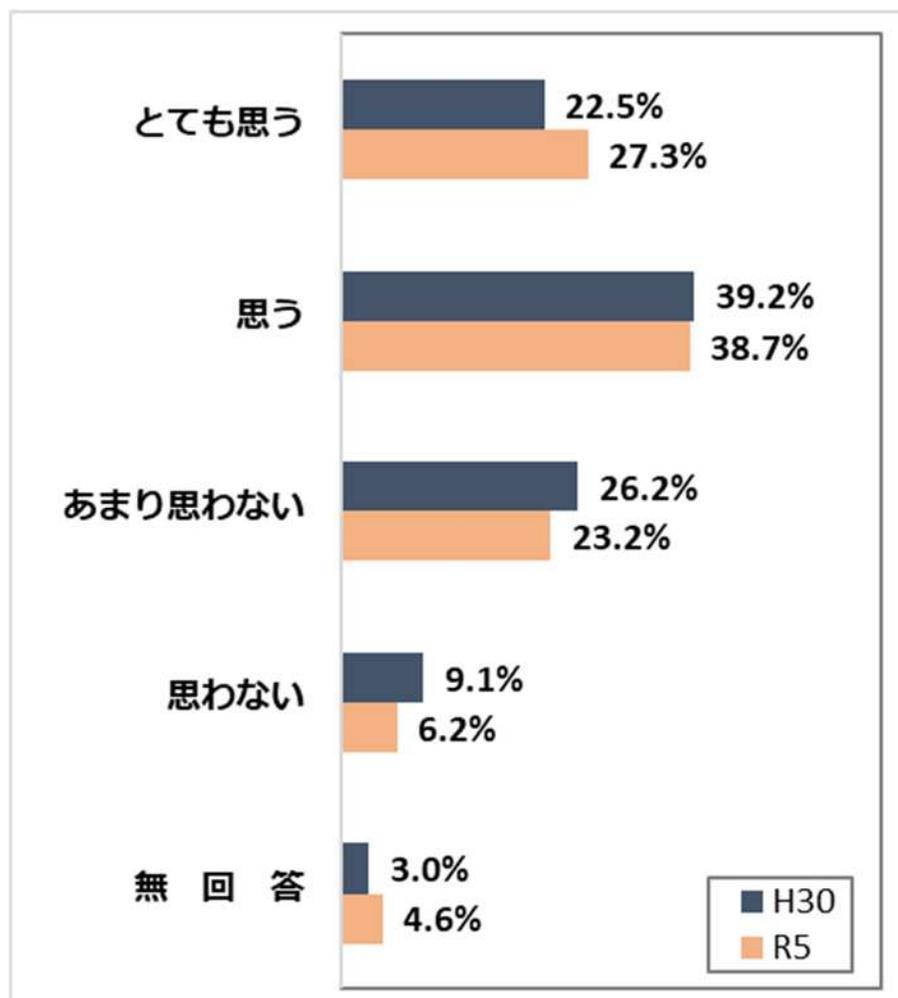


家族旅行（1年に1回程度）については、全体では50.0%が「している」と回答している。困窮家庭では、84.5%「していない・経済的にできない」と回答している。

こどもの貧困

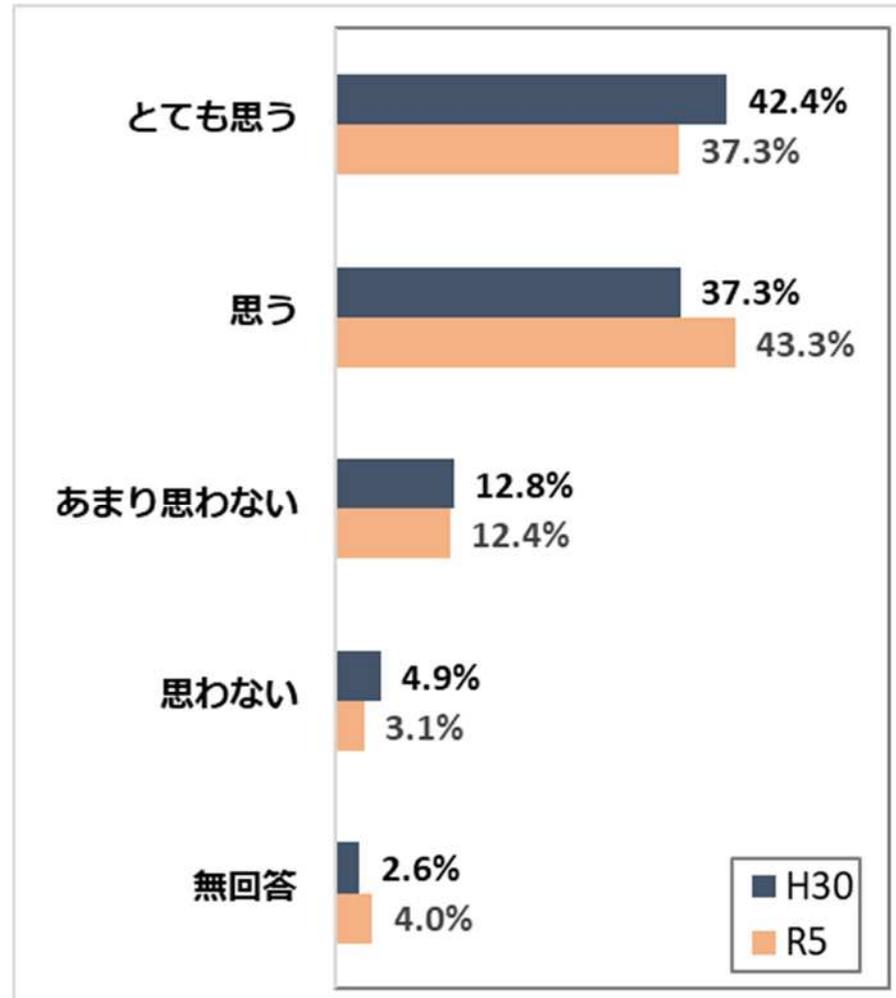
— 青森県子どもの生活実態調査結果 —

自分は価値のある人間だと思う（こども）



「とても思う」と回答した割合は、前回調査から4.8ポイント増加し、「あまり思わない」・「思わない」はともに減少した。

がんばればむくわれると思う（こども）



「とても思う」・「思う」と回答した割合は、前回調査から0.9ポイント増加した。

こどもまんなか社会実現のためにーこどもの居場所づくりに関する指針ー

背景

居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しており、こどもが生きていく上で居場所があることは不可欠

地域コミュニティの変化

地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、地域の中でこどもが育つことが困難になっている。

複雑かつ複合化した喫緊の課題

児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加など、こどもを取り巻く環境の厳しさが指摘されている。

価値観の多様化

価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、居場所への多様なニーズが生まれている。

理念

全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で成長し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍してけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現

基本的な視点

- ふやす 多様なこどもの居場所が作られる
- つなぐ こどもが居場所につながる
- みがく こどもにとって、より良い居場所となる
- ふりかえる こどもの居場所づくりを検証する

こどもの居場所づくりへの支援

こどもの居場所づくりコーディネーター

(R6 95名)



こどもの居場所づくり開設希望者

開設支援



つなぐ

こどもの居場所づくり
コーディネーター

- ・社会福祉法人・NPO職員
- ・こどもの居場所運営者、民生委員等

つなぐ

地域資源

【モノ】
フードバンク等
への物的支援



【カネ】
民間
助成金等



【ヒト】
ボランティア
(大学生・地域住民)
等



こどもの居場所

「つながり」の支援の場



悩み相談



学習支援



食事提供

発見 紹介

- ・相談・支援機関の支援につながる
- ・こどもの孤立・孤独の解消

こどもの居場所づくりへの支援（学習支援）

生活困窮世帯等の子どもに対する学習・生活支援事業

（学習会名称：こどもサポートミーティング）

1 事業目的

生活困窮世帯の児童等に対し学習支援をすることにより、児童等の学習意欲の喚起を図るとともに、進学や学習面での児童等の支援に不安を抱えている生活困窮家庭等の不安を解消し、貧困の連鎖を防止することを目的とする。



2 実施主体

青森県（委託先：労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団）

3 事業の内容

- （1）対象者 生活保護世帯を含む生活困窮世帯等の小学校4学年から中学校3学年までの児童等
- （2）開催回数 各町村年間2～3回程度（夏期休暇等の長期休暇中は週1回、それ以外の時期は月2～3回程度）
- （3）開催場所 地域の公民館等
- （4）指導員 講習会ごとに学習指導員1名（教員OB等）と学習支援補助員複数名（大学生等）を配置

※令和6年度の登録児童数：139名 延参加者数：1,761名

4 令和7年度の実施状況

西目屋村、六ヶ所村、東通村を除く27町村において学習会を予定。

（スケジュール等）

6月中旬に学校を通じて参加募集チラシを配布。

6月下旬～2月末までの間、各町村で月2～3回程度開催予定。

参加申込先は労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団青森事業所

こどもの居場所づくりへの支援（民間企業との連携）

東日本フード株式会社とのこどもの居場所への支援に係る連携・協力に関する協定締結

連携・協力事項（協定第2条）

- (1) こども食堂などのこどもの居場所に係る情報提供、広報、周知、啓発等に関する事。
- (2) こども食堂などのこどもの居場所に対する支援に関する事。
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関する事。

具体的取組内容

東日本フード株式会社

青森県社会福祉協議会を通して配布先の団体を集約し、年3回県内のこども食堂に食材（チキンカツ・肉団子等）を提供



青森県

- ・こども食堂やこどもの居場所に関する情報の提供
- ・連携可能な取組の提案、調整



協定の期間

協定締結の日から令和7年3月31日まで

ただし、期間満了の1か月前までに終了の申し出がない場合は更に1年間有効期間を延長

こどもの居場所づくりへの支援（民間企業・団体の支援）

古紙リサイクルで笑顔！ こども食堂応援キャンペーン

生活協同組合コープあおもり、青森県民生活協同組合、伊徳、古紙リサイクル伸和産業が連携して企画し、県内20店舗の古紙回収ステーションに持ち込まれた新聞や雑誌、段ボールなどの古紙について、1Kgについて2円を寄付金として出し合い、青森県社会福祉協議会を通じてこども食堂を運営する団体に届けられるキャンペーンを実施しました。

こども宅食おすそわけ便

青森県社会福祉協議会では、社会的に孤立しがちな子育て家庭とつながりをつくることにより、必要な支援に結びつけ、小さな変化にも気づきやすい関係性を築くことを目的に、定期的に食品等を届ける「こども宅食おすそわけ便」を実施。

定期的な無償提供に協賛いただいている企業一覧

- ・生活協同組合コープあおもり・青森県民生活協同組合
- ・(株)北日本吉野家・LAPANADERIA aomori
- ・階上キューピー(株)
- ・みちのくコカ・コーラボトリング株式会社
- ・(株)モリレイ ・JA青森中央会



こどもの居場所づくりへの支援

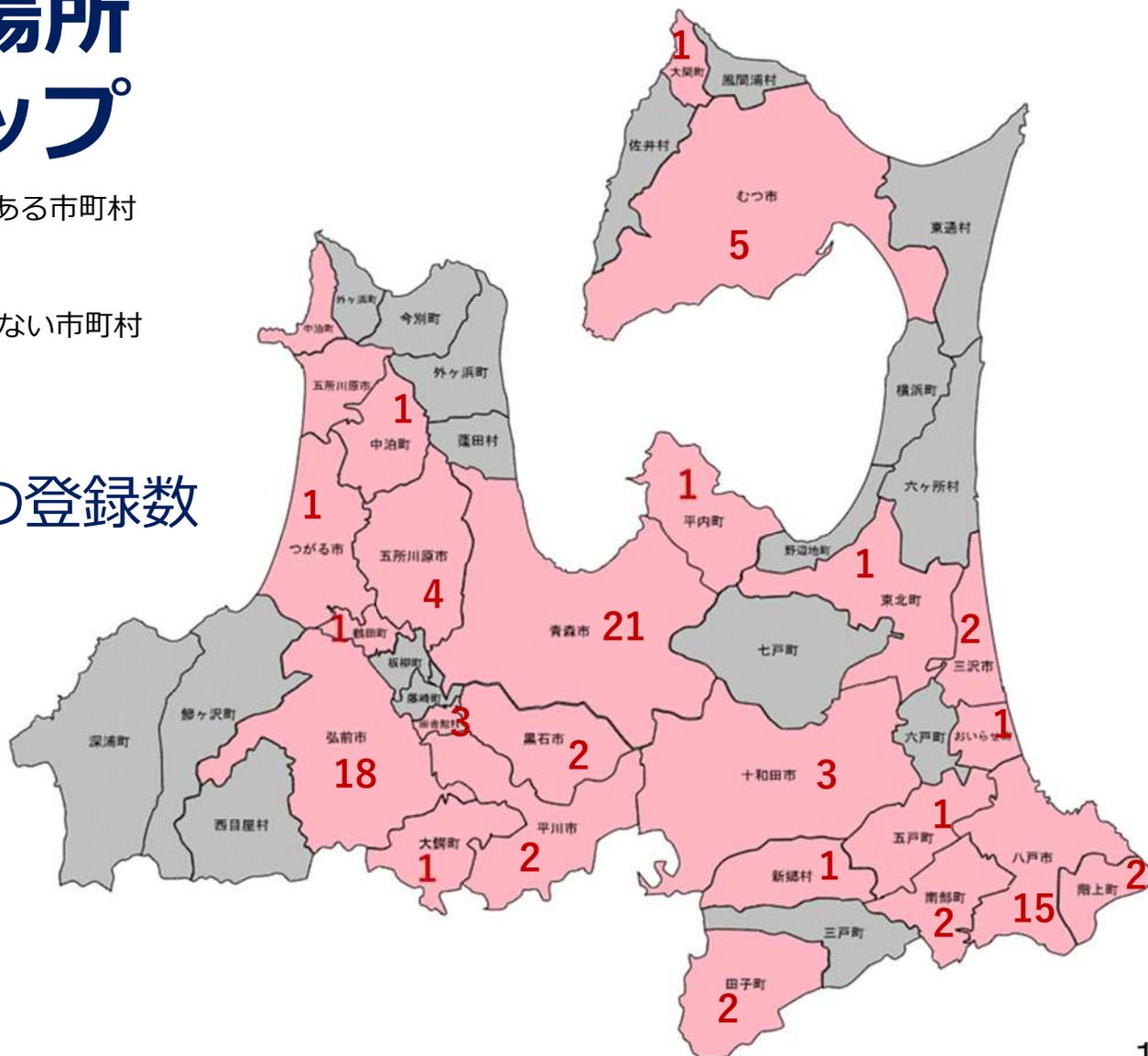
みんなの居場所 市町村別マップ

-  「みんなの居場所」に登録がある市町村
(数字は登録数)
-  「みんなの居場所」に登録がない市町村

「みんなの居場所」の登録数

91ヶ所

(令和7年10月1日現在)



こどもの居場所づくりへの支援（R7年度事業）

○施設・保育園等運営機関への説明会の開催

既存設備の活用やスタッフの募集・確保等において、こどもの居場所開設に取り組みやすい環境を有している保育園、認定こども園、老人福祉施設等を対象として、こどもの居場所の開設に向けた説明会を圏域ごとに開催し、こどもの居場所の開設を促進します。

○こどもの居場所マップの作成

青森県は、小学校区あたりのこども食堂の充足率が全国平均を下回るなど、居場所の数が全国に比べて少ない状態となっています。また、貧困家庭を対象とした居場所であるとの見方が根強いいため、「利用したくない、対象者ではない」という声も聞かれ、開設しても人が集まらないなどの声が聴かれています。

こどもの居場所が地域コミュニティづくりを担う場であるとの認識を広く県民の皆さんに知ってもらう必要があることから、青森県社会福祉協議会の「みんなの居場所」登録団体の概要を掲載したこどもの居場所マップ（A3八つ折り）を作成し、コンビニやショッピングセンター等へ配置し周知を図ります。

○こども食堂開設セミナーの実施

こどもの居場所が開設されていない、又は開設数が少ない自治体を対象に、自治体と地域の支援者等が連携したこどもの居場所開設につながるよう、地域住民・行政職員等を対象としたセミナーを県内4か所程度で開催します。

こどもの居場所づくりへの支援

〇こども食堂・こどもの居場所数の現状

「こども食堂」は、全国で増加しており、「認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ」が実施した調査では、2024年12月現在、全国では10,866か所となっているが、青森県では、**91か所**となっており、充足率（小学校区当たりのこども食堂の数）は**25.00**と全国順位で**42位**と低迷している。



〇こどもの居場所をより多くの地域に

こどもの居場所づくりは、こどもの貧困対策に限らず子育て支援や地域づくりなど多面的な機能を持った活動となっている。

さらに、身近な地域でそれぞれのライフステージにあったこどもの居場所づくりが求められている背景も踏まえて、多様なニーズに対応するこどもの居場所が必要